

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第21号

令和8年4月17日監査公表第8号により公表した監査の結果に関する報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年9月4日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子
8財第750号
令和8年5月27日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子
様

福島県知事 内堀雅雄

令和7年度行政監査に係る措置内容について（通知）

令和8年3月17日付け7福監第617号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙）

行政監査の個別の検討・改善事項に係る措置内容について

- 1 監査対象
ソーシャルメディアの活用状況等について（知事部局）
- 2 所見及び措置内容

個別の検討・改善事項	措置内容
1 運用手順の策定	（広報課）

セキュリティポリシーにより、委託先を含めた運用手順の策定が義務付けられており、運用手順の策定は、情報の正確性や信頼性の確保、トラブル防止、緊急対応のために不可欠なことから、未策定の所属は早急に運用手順の整備に取り組まれない。

令和8年5月15日付けで福島県広報課ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

（県中地方振興局）

令和8年1月22日付けで、福島県県中地方振興局企画商工部ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

（会津地方振興局）

令和8年度上半期までに、福島県会津地方振興局企画商工部ソーシャルメディア運用手順を策定する。

（北海道事務所）

令和8年4月1日付けで、運用手順について明記した北海道事務所SNS運用規程を策定した。

（復興・総合計画課）

復興・総合計画課で利用しているソーシャルメディアにおいては、発信内容が福島県ホームページに掲載している内容と重複しており、運用の必要性が低いことから、令和8年6月10日付けで、すべてのアカウントを廃止した。

（避難地域復興課）

令和7年度末で事業を終了したため、令和8年3月31日付けで、アカウントを廃止した。

（生涯学習課）

令和8年4月1日付けで運用手順を策定し、現在はその手順に沿ってSNSを運用している。

（水・大気環境課）

令和8年4月1日付けで、福島県水・大気環境課X（旧Twitter）運用手順を策定した。

（社会福祉課）

令和8年4月22日付けで、福島県社会福祉課ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

（障がい福祉課）

令和8年4月1日付けで、福島県障がい福祉課ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

（健康づくり推進課）

令和8年4月14日付けで福島県健康づくり推進課ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

（地域医療課）

セキュリティポリシーに基づき、Y o u T u b e チャンネルに係る運用マニュアルを令和8年9月末までに作成する。

（医療人材対策室）

令和8年3月30日付けで、福島県医療人材対策室ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

（子育て支援課）

当課が管理するアカウントによりソーシャルメディアサービスを利用する場合の委託先を含めた運用手順（福島県子育て支援課ソーシャルメディアサービス運用手順）を令和8年4月1日付けで策定したところであり、今後は本手順に従い、適切に運用していく。

（児童家庭課）

令和8年4月1日付けで福島県児童家庭課ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

（中央児童相談所）

令和8年4月1日付けで福島県中央児童相談所ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用手順を策定した。

（会津児童相談所）

令和8年4月1日付けで福島県会津児童相談所ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用手順を策定した。

（雇用労政課）

令和8年4月20日付けで、運用中の全てのソーシャルメディアの運用手順を策定した。

（産業振興課）

令和8年3月27日付けで、ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

（産業人材育成課）

今後使用の見込みがないため、令和8年3月31日付けで、アカウントを廃止した。

（観光交流課）

令和8年度末までにソーシャルメディア運用を委託している事業者とも調整をしながら策定する。

（空港交流課）

令和8年4月24日付けで、福島県空港交流課ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

(県産品振興戦略課)

令和8年度末までにソーシャルメディア運用を委託している事業者とも調整をしながら策定する。

(ハイテクプラザ)

現在、運用手順の整備に向け準備を進めている。令和8年度下半期までに策定する。

(農林企画課)

令和7年12月25日付けで、農林水産部公式Y o u T u b eチャンネルにおける「ふくしま旬物語」動画制作要領を策定した。

(農業担い手課)

令和8年3月9日付けで、「ふくのう」ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

(環境保全農業課)

令和8年6月9日付けで、環境保全農業課ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

(水産課)

令和8年2月13日付けで、水産課ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

(森林計画課)

令和8年4月17日付けで、森林計画課公式Y o u T u b eチャンネル運営要領及び担当者運用マニュアルを策定した。

(県中農林事務所)

令和8年度末までに、(公財)福島県都市公園・緑化協会情報発信SNS運用基準及びSNSコミュニティーガイドラインを策定する。

(会津農林事務所)

令和8年4月1日付けで、福島県会津農林事務所ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

(南会津農林事務所)

令和8年4月1日付けで、あいづ“まると”ネット公式アカウント(I n s t a g r a m・X)管理要領を策定した。

(農業総合センター)

令和8年4月15日付けで、福島県農業総合センターソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

令和8年6月末までに、アグリカレッジ福島ソーシャルメディア運用手順を策

2 管理責任者の設定

セキュリティポリシーでは、ソーシャルメディアごとに責任者を定めることが求められており、責任の所在を明確にしトラブル等へ迅速かつ適切に対応するため、各アカウントの責任者を明確に定め継続的かつ安全な運用を確保できるよう速やかに検討されたい。

定する。

（土木企画課）

令和8年4月1日付けで運用手順を策定した。

（建設産業室）

令和8年3月1日付けで運用手順を策定した。

（道路管理課）

セキュリティポリシーの趣旨を踏まえ、令和8年4月1日付けでX（旧Twitter）の運用手順を策定し、投稿内容の確認体制、アカウント情報の管理方法、投稿コメント等への対応等を定めている。

今後は、当該運用手順に基づき適切な運用を行うとともに、必要に応じて内容の見直しを行い、情報の正確性及び信頼性の確保に努める。

（まちづくり推進課）

福島県まちづくり推進課ソーシャルメディアサービス運用手順を令和8年4月30日付けで策定した。

（県中建設事務所）

令和8年4月21日付けで運用手順を策定した。

（広報課）

令和8年5月15日付けで策定した福島県広報課ソーシャルメディアサービス運用手順において管理責任者を定めた。

（会津地方振興局）

令和8年度上半期までに、福島県会津地方振興局企画商工部ソーシャルメディア運用手順において、管理責任者を設定する。

（水・大気環境課）

令和8年4月1日付けで、福島県水・大気環境課X（旧Twitter）運用手順において管理責任者を設定した。

（社会福祉課）

令和8年4月22日付けで、福島県社会福祉課ソーシャルメディアサービス運用手順において、社会福祉課長を管理責任者として定めた。

（障がい福祉課）

令和8年4月1日付けで管理責任者を設定した。

（健康づくり推進課）

令和8年4月14日付けで各アカウント

の管理者、運用責任者、運用担当者を含め、責任の所在を明確にした。

（地域医療課）

アカウントの責任者を定め、令和8年9月末までに作成するY o u T u b eチャンネルに係る運用マニュアルにおいて明記する。

（児童家庭課）

令和8年4月1日付けで、福島県児童家庭課ソーシャルメディアサービス運用手順において管理責任者を設定した。

（雇用労政課）

令和8年4月20日付けで、運用手順に明記することによりソーシャルメディアの管理責任者を設定した。

（産業振興課）

令和8年3月27日付けで、管理責任者を設定した。

（産業人材育成課）

今後使用の見込みがないため、令和8年3月31日付けで、アカウントを廃止した。

（観光交流課）

令和8年4月1日付けで、担当業務ラインの主任主査を管理責任者と設定した。

（空港交流課）

令和8年4月24日付けで、情報セキュリティ管理者を空港交流課長、運用責任者を空港交流課主幹として設定した。

（県産品振興戦略課）

令和8年4月1日付けで、担当業務ラインの主任主査を管理責任者と設定した。

（農林企画課）

令和8年4月16日付けで、6つのアカウントごとに管理責任者を設定した。

（水産課）

令和8年2月13日付けで、4つのアカウントごとに責任者を設定した。

（会津農林事務所）

令和8年4月1日付けで、管理責任者を設定した。

（南会津農林事務所）

令和8年4月1日付けで、管理責任者を設定した。

（まちづくり推進課）

- 3 セキュリティポリシーの周知
セキュリティポリシーの認識不足が運用手順未策定の主な要因と考えられるため、実務担当者の理解促進につながるよう説明機会の提供や継続的な啓発に取り組むとともに、運用手順を例示するなど、各所属の運用手順の策定を促進する取組を検討されたい。

- 4 長期間更新・管理されていないアカウントの整理
1年以上の長期間にわたり更新がなくモニタリングも未実施のアカウントは、信頼低下や乗っ取り等のリスクがあるため、管理する所属は定期的なモニタリングの実施と運用方法の見直しを行うとともに、投稿予定がない場合は、廃止を含め今後の継続利用について検討されたい。

福島県まちづくり推進課ソーシャルメディアサービス運用手順の策定により、令和8年4月30日付けで情報セキュリティ管理者を設定した。

（いわき建設事務所）

令和8年4月9日付けで事務所公式インスタグラムの運用管理者を企画調査課長とし、責任者を明確に定め、安全な運用を確保した。

（デジタル変革課）

令和8年4月14日付け8情第130号県ソーシャルメディア運用手順の雛形及び研修動画の掲載について（通知）にて、県ソーシャルメディア運用手順の雛形を庁内に示すとともに、実務担当者の理解促進を図るためソーシャルメディア運用に関する研修動画を作成し、庁内向けに公開した。

（雇用労政課）

休止中となっているアカウントについては、定期的なモニタリングを実施することで乗っ取り等が発生していないことを確認するとともに、今後の継続利用について検討していく。

（ハイテクプラザ）

当所で利用しているプラットフォームのうち、YouTubeについては1年以上更新していない期間があったが、令和8年3月に更新した。今後も継続利用するとともに、更新期間が空いた場合でも定期的にモニタリングを実施するなど、適切に管理する。

（水産課）

四半期に一度を目安としたモニタリングを実施し、水産関係公所等と連携を密にして掲載情報を収集し、更新頻度を高める。

（道路管理課）

Facebook及びX（旧Twitter）の運用について見直しを行った結果、情報発信媒体をXに一元化し、Facebookについては令和8年4月1日付けで廃止することとした。

Xは、リアルタイム性に優れ、道路規制情報や防災情報などの迅速な情報発信に適しているほか、利用者数が多く、県民への情報到達性が高いことから、より効果的な情報発信が可能であると判断した。

一方、Facebookについては、近年の更新実績が少なく、Xと同内容の投稿が中心となっていたことから、媒体

	を併用する必要性が低いと判断した。 今後は、Xにより継続的な情報発信を行うとともに、定期的なモニタリングを実施し、適切な運用に努める。
--	--

(監 査 総 務 課)

監 査 公 表 第 2 2 号

令和 8 年 4 月17日監査公表第 8 号により公表した監査の結果に関する報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和 8 年 9 月 4 日

福島県監査委員 佐 藤 政 隆
福島県監査委員 大 場 秀 樹
福島県監査委員 渡 辺 仁
福島県監査委員 阿 部 寿 子
8 教 財 第 2 5 3 号
令和 8 年 5 月 29 日

福島県監査委員 佐 藤 政 隆
福島県監査委員 大 場 秀 樹
福島県監査委員 渡 辺 仁
福島県監査委員 阿 部 寿 子

様

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜 次

令和 7 年度行政監査の結果に係る措置内容について（通知）

令和 8 年 3 月17日付け 7 福監第617号で報告のありましたこのことについて、別紙のとお
り措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。
(別紙)

行政監査の個別の検討・改善事項に係る措置内容について

- 1 監査対象
ソーシャルメディアの活用状況等について（教育委員会）
- 2 所見及び措置内容

個別の検討・改善事項	措 置 内 容
1 運用手順の策定 セキュリティポリシーにより、委託先を含めた運用手順の策定が義務付けられており、運用手順の策定は、情報の正確性や信頼性の確保、トラブル防止、緊急対応のために不可欠なことから、未策定の所属は早急に運用手順の整備に取り組まれない。	(社会教育課) セキュリティポリシーに定める運用手順に従い、令和 8 年 5 月 7 日付けで県社会教育課ソーシャルメディアサービスに関する運用手順を策定した。 (文化財課) 令和 8 年 5 月 28 日付けで文化財課のソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。また、令和 8 年 6 月 5 日付けで、指定管理者（福島県文化財センター白河館）においても同様の運用手順を策定した。 (美術館) 令和 8 年 5 月 1 日付けで Y o u T u b e チャンネル運用のためのガイドラインを策定した。 (郡山北工業高等学校) セキュリティポリシーに定める運用手順に従い、令和 8 年 4 月 1 日付けで福島県立郡山北工業高校 Y o u T u b e チャ

2 管理責任者の設定

セキュリティポリシーでは、ソーシャルメディアごとに責任者を定めることが求められており、責任の所在を明確にしトラブル等へ迅速かつ適切に対応するため、各アカウントの責任者を明確に定め継続的かつ安全な運用を確保できるよう速やかに検討されたい。

ンネルに関する運用手順を策定した。

（白河旭高等学校）

セキュリティポリシーに従い、令和8年6月1日付けで運用手順を策定した。

（石川高等学校）

セキュリティポリシーに定める運用手順に従い、令和8年3月23日付けで県立石川高等学校生徒会Instagramに関する運用手順を策定した。

（葵高等学校）

ソーシャルメディア運用手順及びソーシャルメディアサービス利用規約について、令和8年4月24日付けで策定した。

（猪苗代高等学校）

セキュリティポリシーに定める運用手順に従い、令和8年3月19日付けで福島県立猪苗代高等学校公式Xアカウント運用・セキュリティポリシーを策定した。

（川口高等学校）

県ソーシャルメディア運用手順の雛形（令和8年4月14日デジタル変革課）を参考に、令和8年5月26日付けで福島県立川口高等学校ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

（南会津高等学校）

セキュリティポリシーに定める運用手順に従い、令和8年6月30日付けで県立南会津高等学校YouTubeチャンネル及びInstagramに関する運用手順を策定した。

（勿来工業高等学校）

セキュリティポリシーに定める運用手順に従い、令和8年6月30日付けで福島県立勿来工業高等学校ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

（文化財課）

令和8年5月28日付けで文化財課におけるソーシャルメディアごとの管理責任者を設定した。また、令和8年6月5日付けで、指定管理者（福島県文化財センター白河館）においても同様の措置を行った。

（白河旭高等学校）

セキュリティポリシーに従い、令和8年6月1日付けで管理責任者を設定した。

（川口高等学校）

令和8年5月26日付けで、福島県立川口高等学校ソーシャルメディアサービス

4 長期間更新・管理されていないアカウントの整理 1年以上の長期間にわたり更新がなくモニタリングも未実施のアカウントは、信頼低下や乗っ取り等のリスクがあるため、管理する所属は定期的なモニタリングの実施と運用方法の見直しを行うとともに、投稿予定がない場合は、廃止を含め今後の継続利用について検討されたい。	運用手順において、管理責任者を設定した。 (南会津高等学校) セキュリティポリシーに定める運用手順に従い、令和8年6月30日付けで県立南会津高等学校Y o u T u b eチャンネル及びI n s t a g r a mに関する管理責任者を設定した。 (勿来工業高等学校) 令和8年6月30日付けで管理責任者を設定した。 (白河旭高等学校) 令和8年度末を目標にアカウントの廃止を行う。なお、廃止までの間、令和8年6月1日付けで策定した運用手順及び管理責任者の設定に基づき、当該アカウントを適切に管理する。 (南会津高等学校) 運用手順に基づき、月1回のモニタリングを行う。 なお、当該アカウントについては令和8年度末を目処に廃止する。
---	---

(監査総務課)

監査公表第23号

令和8年4月17日監査公表第8号により公表した監査の結果に関する報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県選挙管理委員会委員長から次のとおり講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年9月4日

福島県監査委員 佐藤政隆
 福島県監査委員 大場秀樹
 福島県監査委員 渡辺仁
 福島県監査委員 阿部寿子
 8福選管第64号
 令和8年5月28日

福島県監査委員 佐藤政隆
 福島県監査委員 大場秀樹
 福島県監査委員 渡辺仁
 福島県監査委員 阿部寿子

福島県選挙管理委員会委員長 成田良洋

令和7年度行政監査に係る措置内容について（通知）

令和8年3月17日付け7福監第617号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおりに措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙）

行政監査の個別の検討・改善事項に係る措置内容について

- 1 監査対象
ソーシャルメディアの活用状況等について（選挙管理委員会）
- 2 所見及び措置内容

個別の検討・改善事項	措置内容
1 運用手順の策定	(選挙管理委員会事務局)

セキュリティポリシーにより、委託先を含めた運用手順の策定が義務付けられており、運用手順の策定は、情報の正確性や信頼性の確保、トラブル防止、緊急対応のために不可欠なことから、未策定の所属は早急に運用手順の整備に取り組まれない。

令和8年5月27日付けで、情報の送信手順や、緊急時の対応計画を明記した福島県選挙管理委員会事務局ソーシャルメディアサービス運用手順を策定した。

(監査総務課)